改正

平成15年7月22日規則第24号 平成18年3月31日規則第15号 平成25年2月27日規則第3号 平成28年3月24日規則第12号 令和元年7月1日規則第15号

井原市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、井原市情報公開条例(平成12年井原市条例第4号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政文書開示請求書の提出等)

- 第2条 条例第6条の規定による行政文書の開示請求は、行政文書開示請求書(様式第1号)により行うものとする。
- 2 前項の開示請求書は、原則として受付窓口で記載し、提出するものとする。ただし、開示の請求をする者(以下「開示請求者」という。)の来庁が困難な場合は、次に掲げる方法により提出することができる。
  - (1) 郵送又はファクシミリによる提出
  - (2) 代理人による提出
- 3 実施機関は、第1項の請求書を受理したときは、第1項に規定する開示請求書に受付印を押印 したものの写し及び行政文書の開示を請求された方へ(様式第2号)を交付するものとする。直 ちに請求に係る行政文書の開示を行う場合は、この限りでない。

(行政文書開示決定等の通知)

- 第3条 条例第11条第1項及び第2項の規定による行政文書開示決定等の通知は、それぞれ次に掲 ばる通知書により行うものとする。
  - (1) 行政文書開示請求を却下する旨の決定 行政文書開示請求却下通知書(様式第3号)
  - (2) 行政文書開示請求の全部を開示する旨の決定 行政文書開示決定通知書(様式第4号)
  - (3) 行政文書開示請求の一部について開示する旨の決定 行政文書一部開示決定通知書(様式 第5号)

- (4) 行政文書開示請求を不開示する旨の決定 行政文書不開示決定通知書(様式第6号)
- 2 条例第12条第2項又は第3項の規定による開示決定の決定期間の延長に係る通知は、行政文書 開示決定等期間延長通知書(様式第7号)又は行政文書開示決定等期間特例通知書(様式第8号) により行うものとする。

(行政文書不存在の通知)

第4条 実施機関は、行政文書開示請求に係る行政文書が保存されておらず、又は取得若しくは作成されていないと認められるときは、行政文書不存在通知書(様式第9号)により、当該申立てをした者に対し、通知しなければならない。

(第三者情報が記録されている場合の意見聴取)

- 第5条 実施機関は、条例第14条第1項に規定する行政文書が存在するときは、その内容等を当該第三者に意見聴取通知書(様式第10号)により通知し、口頭による場合は、意見聴取書(様式第11号)により、書面による場合は、行政文書の開示に係る意見書(様式第12号)により、意見を求めるものとする。ただし、書面による必要がないと認められるときは、口頭により通知することができる。
- 2 条例第14条第2項の規定による行政文書の開示決定等に先立ち行う当該第三者の意見陳述の通知は、意見陳述通知書(様式第13号)により行うものとする。
- 3 前2項の通知に係る当該第三者の回答に対する行政文書の開示決定等は、行政文書開示決定等 第三者通知書(様式第14号)により行うものとする。

(開示の方法及び費用負担)

- 第6条 行政文書の閲覧又は視聴は、第3条第1項第2号又は第3号の通知書により市長が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 2 行政文書の開示を受ける者は、当該行政文書を改変し、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、行政文書の開示を中止させ、又は禁止することができる。
- 4 条例第15条第1項の規定による行政文書の開示のうち、文書、図画、写真、録画テープ、録音 テープ、フィルム及び電磁的記録の視聴、閲覧又は写しの交付については、次の方法により行う ものとする。
  - (1) 文書、図画及び写真 行政文書の原本又はその写しにより閲覧を行う。
  - (2) 録画テープ及び録音テープ(以下「録画テープ等」という。)並びにフィルム視聴については、ディスプレー等の再生機器を用いて行う。写しの交付は、本人が持参した録画テープ等

に複写したものをもって行う。フィルムについては写しの交付は行わない。

- (3) 磁気テープ、磁気ディスク、フロッピーディスク等(以下「電磁的記録媒体」という。) 閲覧については、当該記録情報を現に使用しているプログラムを用いて印字装置により紙に出力したものでもって行う。写しの交付は、本人が持参した電磁的記録媒体(事前に実施機関が指定したものに限る。)に複写したもの又は紙に出力したものをもって行う。
- 5 前項第2号又は第3号に掲げる視聴、閲覧又は写しの交付において、条例第8条に規定する一 部開示に該当する場合にあっては、当該各号による視聴、閲覧又は写しの交付によらず、次に定 めるところによる。
  - (1) 録画テープ等及びフィルムにあっては、視聴又は写しの交付をしない。
  - (2) 電磁的記録媒体にあっては、紙に出力されたものをもって閲覧又は写しの交付を行う。
- 6 行政文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。
- 7 行政文書の写しの送付を受けようとする者は、郵便切手により必要な額を負担しなければならない。
- 8 行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理 由があると認めたときは、この限りでない。
- 9 条例第16条第1項の規定による写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。
- 10 条例第16条第2項に規定する開示日時に開示に応じない開示請求者に対する催告は、行政文書 開示等実施催告書(様式第15号)により行う。

(審査請求に係る諮問)

- 第7条 条例第17条第1項の規定による諮問は、諮問書(様式第16号)により行うものとする。 (井原市情報公開不服審査会の調査)
- 第8条 井原市情報公開不服審査会(以下「審査会」という。)は、条例第19条第1項の規定により開示請求に係る行政文書の提出を求めようとするとき又は諮問された事案に関する説明を求めようとするときは、諮問した実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、不開示理由説明要求書(様式第17号)により通知するものとする。

(審査会における手続)

第9条 審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。)及び諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)は、条例第20条第1項の規定により口頭による意見の陳述を求めるときは、審査会に対し、意見陳述申出書(様式第18号)を提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定による申出があったときは、その要否を審査し、当該審査請求人等に対し、意見陳述申出結果通知書(様式第19号)によりその結果を通知するものとする。
- 3 審査請求人等は、条例第20条第4項の規定により意見書又は資料の閲覧を求めるときは、審査 会に対し、意見書等閲覧申出書(様式第20号)を提出しなければならない。
- 4 審査会は、前項の規定による申出があったときは、その要否を審査し、当該審査請求人等に対し、意見書等閲覧申出結果通知書(様式第21号)によりその結果を通知するものとする。

(審査請求に対する裁決)

第10条 諮問実施機関は、条例第17条第1項の規定による審査請求について審査会から答申を受けたときは、速やかに当該審査請求について裁決その他の措置を講じ、審査請求裁決通知書(様式第22号)により当該請求をした者に対し通知しなければならない。

(審査会の会長及び副会長並びに会議及び議事)

- 第11条 条例第18条に規定する審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 5 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。

(井原市情報公開制度運営審議会への準用)

第12条 前条の規定は、条例第21条に規定する井原市情報公開制度運営審議会(以下「審議会」という。)において準用する。

(運用状況の公表)

- **第13条** 条例第23条に規定する運用状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 行政文書の開示請求の状況
  - (2) 行政文書の開示請求に対する決定の状況
  - (3) 審査請求の状況
  - (4) その他必要な事項

(行政文書の検索資料)

第14条 条例第25条に規定する資料の提供は、文書保存目録その他市長が別に定める資料とする。

(対象となる出資法人)

第15条 条例第26条に規定する出資法人は、井原市土地開発公社とする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。 ただし、審査会及び審議会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会長が定める。

附則

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
- 2 審査会及び審議会の委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、第11条の規定にかかわらず、 市長が招集する。

**附** 則 (平成15年7月22日規則第24号)

1 この規則は、平成15年7月22日から施行する。

(関係規則の改正)

2 井原市個人情報保護条例施行規則(平成13年井原市規則第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

**附** 則(平成18年3月31日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附** 則 (平成25年2月27日規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**(平成28年3月24日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施 行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の 施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不 作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の井原市情報公開条例施行規則及び第2条の 規定による改正前の井原市個人情報保護条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存す るものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和元年7月1日規則第15号抄)

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

# 別表 (第6条関係)

使用紙サイズ等	使用複写機等	金額(1枚)
日本産業規格B列5判からA列3判	普通紙複写機(乾式)	10円
	カラー複写機	50円
日本産業規格A列1判からA列2判	普通紙複写機(乾式)	100円
まで		
コンピュータ用紙	ラインプリンター	10円

# 様式第1号 (第2条関係) 様式第1号(第2条関係)

### 行政文書開示請求書

(実施機関)					年	月	日
(X/IEIXIX)	様	(請求者)	)郵便番号( -		)		
			住所(所在地) 氏名(名 称)				
		連絡先	(代表者氏名) 電話番号( (窓口に来た人)	)	_		

井原市情報公開条例第6条の規定により、次のとおり請求します。

請求の内容	□行政文書の閲覧	□行政文書	の視聴 口行	政文書の写し	の交	付	
	□市内に住所を有る	する者					
	□市内に事務所又		, - 11-15-15-1				
	(事業所名	所在	E地	連絡先			
	□市内に存する事				,		
請求権者の	(勤務先		E地	連絡先			
区 分	□市内に存する学 (学校名		者 E地	油效生	`		
	□その他実施機関: (利害関係の内容		<b>兼に利吉関係</b>	を有するもの	,		
	(14 El Miles 13 El	' '					
	(請求に係る行政文	で書を特定する	5ため必要でで	すので、請求	に係る	5特定の	の行政
請求に係る	文書が分かるよう						
行政文書の	に記入してくださ	い。)					
内 容							
事務担当	課	作成名	F度 年度	保存年限	年	受	付
文書分類記	号 • •	個別簿冊名					
文書の件	名						
A    - 11							
備	考						
文書の件							

注 太線内のみ記入し、□欄は、該当する□内にレ点を記入してください。 また、()内は必要な事項を記入してください。

### 様式第2号(第2条関係) 様式第2号(第2条関係)

#### 行政文書の開示を請求された方へ

- 1 開示請求書の受付の日は、 年 月 日です。
- 2 開示をするかどうかの決定は、受付の日から起算して15日以内に行うことになっています。
- 3 やむを得ない理由により、15日以内に開示をするかどうかの決定を行うことができない ときは、その期間を延長することがあります。その場合には、文書で通知します。
- 4 開示をするかどうかの決定は、「開示決定通知書」、「一部開示決定通知書」又は「不 開示決定通知書」により、決定後、速やかに通知します。
- 5 行政文書を開示する場合、日時及び場所は、決定通知書で指定します。指定された日時 に来庁できない場合は、担当課に連絡してください。
- 6 開示の際、「開示決定通知書(又は一部開示決定通知書)」の提示をお願いしますので、 必ず持参してください。
- 7 行政文書の閲覧又は視聴に係る手数料は無料ですが、写しの交付を希望される場合は、 写しの作成に要する実費を負担していただきます。
- 8 郵送での写しの交付を希望される場合は、写しの作成に要する費用を現金により事前に お支払いいただくとともに、郵送に要する切手を事前に送付していただきます。

(担当) 総務部総務課 電話( ) —

#### **様式第3号**(第3条関係) 様式第3号(第3条関係)

#### 行政文書開示請求却下通知書

第 号年 月 日

様

#### (実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示請求については、次の 理由により請求を却下したので通知します。

請求の内容	□行政文書の閲覧	□行政文書の視聴	□行政文書の写しの交付	
請求に係る 行政文書の 内容				
対象となる 行政文書の 件名				
却下の理由				
事務担当課	部	課電話	係 番号	

注 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、井原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があった ことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算 して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、井原市を被告として(訴訟において井原市を代表する者は、井原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

### 行政文書開示決定通知書

第 号年 月 日

様

### (実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示請求については、井原市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示決定します。

請求の内容	□行項	文文書	書の閲覧	□行政	文書の視聴	□行政	女主書の写	しの交付	
請求に係る 行政文書の 内容									
対象となる 行政文書の 件名									
開示の日時 及び場所	日	時		年	月	日	午前 午後	時	
X 0 98171	場	所							
事務担当課			部		課 電話	番号	係		

注 行政文書の開示の際には、この通知書を係員に提示してください。 なお、当日ご都合が悪い場合には、あらかじめその旨を事務担当課にご連絡ください。

#### 様式第5号(第3条関係)

様式第5号(第3条関係)

行政文書一部開示決定通知書

第 号 年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示請求については、井原市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示決定します。ただし、行政文書の開示をしない部分が一部あることをご了承ください。

請求の内容	□行政文	で書の閲覧	□行政文	書の視聴	□行項	女文書の写	<b>写しの交付</b>
請求に係る 行政文書の 内容							
対象となる 行政文書の 件名							
	(行政文	書の開示を	しない部分	うの概要)			
開示をしな い部分及び 理由		背報公開条(ない理由)	列第7条第	号に該	当		
開示の日時 及び場所	日 眠	Ê	年	月	日	午前 午後	時
及い物別	場列	ŕ					
事務担当課		部		課 電話	番号	係	

- 注 1 行政文書の開示の際には、この通知書を係員に提示してください。なお、当日ご都 合が悪い場合には、あらかじめその旨を事務担当課にご連絡ください。
  - 2 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法第2条の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、井原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
  - 3 この処分の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、井原市を被告として(訴訟において井原市を代表する者は、井原市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

# 様式第6号(第3条関係)

様式第6号(第3条関係)

行政文書不開示決定通知書

第 号年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示請求については、井原市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

請求の内容	□行政文書の閲覧 □行政文書の視聴 □行政文書の写しの交付
請求に係る 行政文書の 内容	
対象となる 行政文書の 件名	
開示しない理由	井原市情報公開条例第7条第 号に該当 (理由)
事務担当課	部 課 係 電話番号

注 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、井原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があった ことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算 して1年を経過すると審査請求\*®をすることができなくなります。)。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、井原市を被告として(訴訟において井原市を代表する者は、井原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

### 行政文書開示決定等期間延長通知書

第 号 年 月 日

様

### (実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示請求については、次の理由により、井原市情報公開条例第12条第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないため、同条第2項の規定により、次のとおり通知します。

	THAN STORY OF THE
請求に係る 行政文書の 内容	
対象となっ た行政文書 の件名	
延長理由	
条例第12条 第1項に規 定する決定 期間	年 月 日から 年 月 日まで (15日間)
延長後の決 定期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
事務担当課	部 課 係 電話番号

## 様式第8号(第3条関係) 様式第8号(第3条関係)

### 行政文書開示決定等期間特例通知書

第 号年 月 日

様

### (実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示請求については、対象となる行政文書が著しく大量であるため、井原市情報公開条例第12条第3項の規定により、開示決定等の期限を次のとおりとしましたので通知します。

請求に係る 行政文書の 内容					
対象となる 行政文書の 件名					
条例第12条 第2項に規 定する決定 期間	年年	月月	日から 日まで	(45日間)	
上記の期間 内に開示する について について について について について について について について					
上記の期間 内に開示決る 部分についての開示決 定等の期限	年	月	日		
事務担当課	部		課 電話番号	係	

# 様式第9号(第4条関係) 様式第9号(第4条関係)

# 行政文書不存在通知書

第 号年 月 日

様

## (実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示請求については、次の 事項が認められましたので通知します。

請求者	
請求に係る 行政文書の 内容	
認められた 事実(該当して かり かり がま。)	<ul> <li>□ 存在しません。</li> <li>1 作成又は取得していない</li> <li>2 廃棄済</li> <li>□ 井原市情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しません。</li> <li>□ 井原市情報公開条例第22条の規定により条例の適用がありません。</li> </ul>
備考	
事務担当課	部 課 係 電話番号

### 意見聴取通知書

第 号 年 月 日

様

(実施機関)

印

井原市情報公開条例に基づき、(あなた・貴社・貴団体・貴職)に関する情報が記録され た行政文書について開示請求がありました。

つきましては、当該行政文書を開示するかどうかの決定に当たり、井原市情報公開条例 第14条第1項の規定により意見をお聴きしたいので、別紙「行政文書の開示に係る意見書(様 式第12号)」により 年 月 日までに回答をお願いします。

なお、回答がない場合は、意見のないものとして取り扱います。

事務担当課	Ħ	ß	課 電話番	係 :号	
行政文書に 改録される 大野団 大野団 大野体 関本 大野 大野 大野 大野 大野 大野 大野 大野 大野 大野					
請求に係る 行政文書の 件名					
開示請求が あった日	年	月	Ħ		

# 様式第11号(第5条関係) 様式第11号(第5条関係)

# 意 見 聴 取 書

意 見 聴	取年月日	年 月 日
意見聴取	者所属氏名	部 課 係 氏 名 電話番号( )
	住 所 (所在地)	
意見聴取 に係る第 三者	氏 名 (名 称)	
	連絡先	電話番号( ) — 担当者
行政文書の件名		
行政文書に記録されて いる第三者に係る情報 の内容		
		□ 行政文書を開示しても支障がない。 □ 行政文書を開示すると支障がある。 (支障がある部分)
第三者	・の 意 見	(支障がある理由)
備	考	

# 行政文書の開示に係る意見書

(できまたお祭 日日)						年	月	日
(実施機関)	样							
	様			郵便番号(住所(所在: 氏名(名 (代表者氏: 電話番号(連絡先 電	地) 称) 名) )		_	
年ます。	月 日付	け第	号で照会の	りあったこと	:につい	て、次	のとお	り回答し
行政文書の件名								
		意		見	,			
□ 開示されて	も支障がない	/ \ <sub>0</sub>						
	<ul><li>□ 開示されると支障がある。</li><li>(支障がある部分)</li></ul>							
(支障がある	(理由)							
注 該当する口に	ア レ 印 を 付 1	必更か	*車項を記り	() アノださ	(1)			

### 意見陳述通知書

第 号年 月 日

様

(実施機関)

印

井原市情報公開条例に基づき、(あなた・貴社・貴団体・貴職)に関する情報が記録された行政文書について開示請求があり、当該行政文書を開示する方向で手続を行っています。つきましては、当該行政文書を開示することについて、井原市情報公開条例第14条第2項の規定により意見をお聴きしたいので、別紙「行政文書の開示に係る意見書(様式第12号)」により 年 月 日までに回答をお願いします。

なお、回答がない場合は、意見のないものとして取り扱います。

	7 - 5 - 30 LI 10 ( 10 )		0 - 0 - 1 - 1 - 1		
開示請求が あった日	年	月	Ħ		
請求に係る 行政文書の 件名					
行記いされる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、					
開示しよう とする理由					
事務担当課	陪		課 電話番	係 号	

#### 様式第14号 (第5条関係)

様式第14号(第5条関係)

行政文書開示決定等第三者通知書

第 号 年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けでご意見をいただいた(あなた・貴社・貴団体・貴職)に関する情報が記録されている行政文書の開示については、次のとおり決定をしましたので井原市情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。

**			ke HH →	D 7 88 -	
決定の内容	□開示		部開示	□不開示	
請求に係る 行政文書の 件名					
開示又は一 部開示の決 定により開 示される情 報	(開示部分) (不開示部分)				
開示又は一 部開示の決 定をした理 由					
開示又は一 部開示を実 する日		年	月	Ħ	
事務担当課		部		課 電話番号	係

注 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、井原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があった ことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算 して1年を経過すると審査請求\*③をすることができなくなります。)。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、井原市を被告として(訴訟において井原市を代表する者は、井原市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

#### 行政文書開示等実施催告書

第		号
年	月	B

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示請求については、井原市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示決定し、開示の日時及び場所を指定しましたが、来庁されませんでした。そこで、改めて日時及び場所を通知しますので、来庁してください。

◎ 前回指定日時 年 月 日(午前・午後 時 ) 指定場所

請求の内容	□行項	文文書	書の閲覧	□行項	女文書の	視聴		]行政文	書の写	<b>昇しの交付</b>	
請求に係る 行政文書の 内容											
対象となる 行政文書の 件名											
改めて指定 する開示の	日	時		年	月	ŀ	3	午前 午後		時	
日時及び場 所	場	所									
事務担当課			溶			課 電話	番	号	係		

- 注 行政文書の開示の際には、この通知書を係員に提示してください。
  - なお、当日ご都合が悪い場合には、あらかじめその旨を事務担当課にご連絡ください。
  - ●正当な理由なく当日お越しいただけない場合は、当該行政文書を開示したものとみなしますので、ご承知置き願います。この場合、写しの交付については、実費の負担を申し受けます。

様式第16号(第7条関係) 様式第16号(第7条関係)

諮 問 書

第 号年 月 日

井原市情報公開不服審査会会長 様

(実施機関) 印

年 月 日付けで行った 決定に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づく審査請求があったので、井原市情報公開条例第17条第1項の規定により次のとおり諮問します。

行政文書の件名						
決定の内容						
審査請求日	年 月 日					
審査請求の趣						
旨及び理由						
	(1) 審査請求書の写し					
	(2) 開示請求書の写し					
添付書類	(3) 決定通知書の写し					
77 百 規	(4) (その他必要な書類)					
事務担当課	部 課 係					
7 伤 担 3 床	電話番号					

### 不開示理由説明要求書

年 月 日

(実施機関)

様

井原市情報公開不服審査会 会長

年 月 日付け第 号で諮問のあった事案に関し、審理のため必要があるので、井原市情報公開条例第19条第1項及び同条第2項の規定により説明を求めます。

書類の提出			開示	請求に	係る行政	文書				
	提出書類		□ 不開示理由説明書							
	提出期限			年	月	FI				
口頭での説明	説明の要否		要否							
	説明日時			年	月	Ħ				
連 絡 先			京市情	<b>育報公開</b>		会事務局(総務部総務課) 活番号 ( ) —				

# 意見陳述申出書

			年	E	月	日
井原市情報公開不服審査会 会長	様					
		郵便番号( — 住所(所在地)	-	)		
	(審査請求人等)	氏名(名 称)				
		(代表者氏名) 電話番号( )		_		
		連絡先 電話番	号(	)	_	

井原市情報公開条例第20条第1項の規定により、次のとおり口頭による意見の陳述を求めます。

開示決定等をした 実施機関				
開示決定等年月日	年	月	日	
審查請求年月日	年	月	日	
意見を陳述するこ とを求める理由				
備考				

### 意見陳述申出結果通知書

第		号
年	月	B

(審査請求人等)

様

井原市情報公開不服審査会 会長

年 月 日付けで申出のあった意見の陳述について、井原市情報公開条例 施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

	意	見の陳ℷ	述を認めます。							
1	日	時	年	月	Ħ	午 午	前後	時	分	
2	場備	所考								
(選	□ 意見の陳述を認めません。 (理由)									
連		絡 分	井原市情報	公開不服審查	<b>E</b> 会事務		総務部総 電話番号		_	

※当日ご都合が悪い場合は、事前に審査会事務局までご連絡ください。

閲覧希望日時

考

備

# 意見書等閲覧申出書

年 月 日

井原市情報 会長	公開不服審査会	様						
		(審査請求人等)	(代表者) 電話番号	在地) 称) 氏名)	,	)		
井原市情報公 す。	開条例第20条第4項	頁の規定により、	連絡先次のとお			) {料)⊄	一)閲覧	を求めま
閲覧を求める 意見書又は資 料								
閲覧を求める 理由								

年 月 日 午 後

午 前

時

分

### 意見書等閲覧申出結果通知書

第		号
年	月	日

(審査請求人等)

様

井原市情報公開不服審査会 会長

年 月 日付けで申出のあったことについて、井原市情報公開条例施行規 則第9条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

あっ	の申 た意 と 資料									
	閲覧	を認め	ます。							
1	意	見書等	の区分							
	□意』	見書			□資	料				
2	日	時年	月	日		前後	時	分		
3	場	所				12				
(理)		を認め	ません。							
連	絡	先	井原市情報公	、開不服	と審査	会事	務局(総務部総 電話番号		_	

※ 当日ご都合が悪い場合は、事前に審査会事務局までご連絡ください。

# 審查請求裁決通知書

第 号 年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで提出されました行政文書の開示決定等に対する審査請求 については、次のとおり裁決しましたので通知します。

審査請求の内容			
裁決の内容			
裁決の理由			
事務担当課	部	課 電話番号	係

## 開示事務処理簿

### <開示の処理>

整理番号		受付日		年	月	日	請习	杉方法	□窓□		郵送	$\Box FAX$
± +> ±×	住 所											
請求者	電話番号( ) —											
行政文書の具体的な内	の件名又は 内容											
担	当 課							受付日		年	月	日
対 象 行	政文書	名 称										
決 定	期 限			年	月		日言	まで				
	住 所											
	氏 名						電	話番号	(	)	_	
第三者情 報に係る				年	月		日	回答期	限	年	月	日
意見聴取	照 会	方 法	□書	文)面	書番号		第	号)	[	□□頭		
	回答	回答日		年	月	E	(文	書番号	第	5 5	<del>}</del> )	
	凹合	意 見	口支	で障あり	)			□支障	なし			
₩ 88 7£ E	決定日		年	月	日(	文書	番号	第	号	-)		
期間延長	延長期限		年	月	日							
	協議		年	月	日							
	決定日		年	月	月(	文書	番号	第	号	-)		
	決定内容	□全部	界示	□一背	阴景示	<b>□</b> 7	「開力	示(口不	存在	□存る	§) [	□却下
決 定	不開示事 由	□1号	□2号	- □3	号 口	4号	□5	号 🗆	6号 [	□7号		
	開示予定 日		年	月	日	B	宇	分から	>			
	通知日		年	月	日							
	開示日		年	月	日	B	宇	分から	) F	時	分	
睭 -	開示場所											
開 示 写しの交		交付のプ	方法	□窓□	7交付		]郵送	差(	年	月	日郵	送)
	付	交付枚	数			ŧ	攵	費月	FI I			円
<審査請求の処理>												
受付日	年	月日	3 認	答問 日	年	Ē	月	日(	文書番	号	第	号)
答 申	答申日	至	F	月	日(文	書番	号	第	号)			
台 甲	答申内容											

		協	議		年	月	日		
裁	≥h.	裁	央 日		年	月	日(文書番号	第	号)
35X	決	裁決	内容	□却下		棄却	□一部認容	□認容	□取下げ
		通	知 日		年	月	日		